

## 第5章

# ルワンダの農村社会と民衆司法

——アブンジを中心に——

武内 進一

### はじめに

ルワンダは、1990年代の内戦と虐殺で壊滅的な打撃を受けた。紛争後の復興過程においては、国家と社会の関係を再定義するための措置が多様なかたちで講じられている。司法制度の改革は、その代表的な事例である。近年ルワンダでは、司法のあり方を大きく変える2つの制度が導入された。ひとつは「ガチャチャ」(*gacaca*)で、2005年から全国で実施された。これは、1994年にルワンダで起こった大量虐殺(ジェノサイド)の実行犯をローカルなレベルで裁くための制度である。もうひとつは、2007年以降始まった、「調停委員会」(*komite y'Abunzi*。英訳は mediation committee。仏訳は comité de conciliateurs)による裁判制度である。これは、一般にルワンダ語の呼称で「アブンジ」と呼ばれ<sup>(1)</sup>、相続問題や金銭トラブルなど、日常的に起こる紛争や軽犯罪を対象として当事者間の調停を促すための裁判制度である。両者はいずれも、地域住民が主体となった裁判制度として設計され、法律の専門家ではなく地域住民が判事となって裁定を下す仕組みが取り入れられた。

ローカルな紛争の処理を法律の専門家ではなく一般の人びとに任せようとの試みは、これまで世界各地で行われてきた。中国の「人民裁判」はよく知られているが、こうした試みは社会主義国に限らない。1970年代のアメリカ

合衆国では、中国やソビエトの司法のあり方にも影響され、コミュニティによる調停を促す動きが強まった。そのアメリカの経験は、フィリピンやガーナに影響を与えた（Merry [1992]）。一般の人びとが参加するこうした裁判のあり方を、本章では「民衆司法」（popular justice）と呼ぶ<sup>(2)</sup>。ルワンダに近年導入された2つの制度も民衆司法の一例である。

民衆司法の導入に際して従来強調されてきたのは、裁判所の負担軽減や刑務所に収容する囚人数の減少といった経済的な理由、そして裁判所を住民にとって身近な存在にするというアカウントビリティにかかわる理由であった（Abel [1982]）<sup>(3)</sup>。こうした点は、近年の紛争経験国における地方分権化や国民和解といった文脈で再評価されている。ラジカルな地方分権化政策を実行してドナーから高い評価を得たウガンダのムセヴェニ政権は、地方分権化と同時に民衆司法を導入したが、その理由として、司法制度を安価で住民に近いものにするという目的をあげた<sup>(4)</sup>。またワイドナーは、紛争後の和解を促すために住民参加型の司法制度が望ましいと主張している（Widner [2001]）。この主張は、ルワンダのガチャチャを伝統に立脚した住民参加型の司法だとしてポジティブに評価する議論とも通底する<sup>(5)</sup>。地域住民の司法への参加が効率化や和解の促進に資するというこうした議論は、基本的に自由主義や民主主義に価値をおく発想に由来する。近年の平和構築や国家建設<sup>(6)</sup>の実践が総じてリベラル・デモクラシーの思想に根拠づけられるなかで（Paris [2004]、武内 [2008a]）、司法にかかわる議論もまた、そうした文脈におかれてきたといえよう<sup>(7)</sup>。

民衆司法は、公共性という論点と深い関連をもつ。そもそも、正義や規範の確立（および検証）は、市民社会の根幹にかかわる行為である（ヘーゲル [2000]）。その意味で司法活動は、すぐれて公共的な性格を帯びている。そして民衆司法とは、司法活動を民主化し、公開性を高める取組みである。リベラル・デモクラシーの思想に即して解釈すれば、それは地域住民のオーナーシップを向上させ、司法活動の実施主体を基盤とする包摂的な公共圏の構築に向けた動きととらえることができる。

もっとも、民衆司法がリベラル・デモクラシーや公共性の確立をめぐるアジェンダと適合的だとしても、それが現実の実践のなかでいかなる意味をもつのかは別の話である。民衆司法が導入される目的や歴史的文脈、パフォーマンスや社会にとっての意味は事例ごとに異なっており、当然ながら、民衆司法の設置をもってただちに公共圏の誕生と評価できるわけではない。本書の問題意識との関係で重要なのは、公共圏形成への可能性をもった取組みが、現実にとどのような政治的、社会的文脈で展開し、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることだろう。こうした観点から、本章ではルワンダの民衆司法を取り上げて、その制度的性格や実態、導入の背景などを検討し、それがルワンダ社会、とくに農村社会にとってどのような意味をもつのかを考察する。ルワンダ人の圧倒的多数が居住する農村社会に焦点を絞ることで<sup>8)</sup>、民衆司法の性格が明瞭に浮かび上がるであろう。

ルワンダに新たに導入された2つの司法制度のうち、本章では調停委員会による裁判制度（以下、ルワンダ語の呼称にならって「アブンジ」と記す）を中心に分析を進める。アブンジに焦点を絞る理由は2つある。第1に、アブンジに関する情報が非常に乏しいことである。ガチャチャに関しては移行期正義との関連で国際社会の関心が高く、武内 [2008b] など筆者自身の成果をはじめ、すでに一定の研究が蓄積されている。一方、アブンジについては、管見の限り先行研究が存在せず、その実態や制度がほとんど知られていない。アブンジに関する情報は、近い時期に導入された民衆司法という点で、ガチャチャの性格を考えるうえでも重要な意味をもつ。

第2に、アブンジはガチャチャより永続的であり、長期的にみて社会への影響が大きいと考えられることである。ガチャチャは、1994年の大量殺戮に荷担した人びとを裁くという特殊な目的に沿って設立された制度であり、それが終了すれば役割を終える。本章執筆時の2009年1月末現在、加害者のほとんどは裁かれ、審理終了が目前に迫っている。一方アブンジは、ローカルなレベルで発生する日常的な紛争処理制度であり、2007年の導入以降、永続的に設置される。伝統的な紛争処理制度との連続性も強く、今後長期にわた

ってルワンダ農村社会に多様な影響を与える可能性がある。

以下、第1節でアブンジの制度的側面を概説し、第2節では筆者自身の調査にもとづいてアブンジの実態を分析する。第3節では、実態を踏まえてアブンジの性格を検討するとともに、農村におけるその評価について論じる。そのうえで、結びにおいて、アブンジがルワンダ農村社会に対してもつ意味について、またリベラル・デモクラシーや公共圏の確立に向けたアジェンダとの関連性について考察することとしたい。アブンジに焦点を絞るとはいえ、その導入の背景や政策的意図を考えるうえで、ガチャチャとの関係は無視できない。したがって本章では、ガチャチャに関する詳細な記述はしないものの、必要に応じて言及することとする。本章の議論から、アブンジの導入にはルワンダ独自の歴史的文脈が重要な意味をもっていること、また政府による財政的支援がほとんどない状況で、それがリベラル・デモクラシーの想定通りに機能していないことが示される。

## 第1節 アブンジ制度

### 1. 制度の内容

アブンジは、2006年に制定された法律（「調停委員会の組織、管轄権、権能および機能に関する2006年8月14日付け基本法31/2006」[Organic Law no. 31/2006 of 14/08/2006 on Organisation, Jurisdiction, Competence and Functioning of the Mediation Committee] 以下、2006年法と略す）にもとづき、2007年から全国で実施されている。まず、この2006年法に沿ってアブンジの制度的内容を紹介しよう。

アブンジの管轄権はセル（cell）である（第2条）。セルとは、ルワンダの末端行政単位の名称である<sup>(9)</sup>。2006年の地方行政改革によって、セルの領域は2006年以前のセクターに匹敵する大きさになった。したがって、アブンジ

は、人口規模でいえば数千～1万人程度の最末端の行政単位に設置された司法組織である。組織の目的としては、「事件を第一審裁判所に付託する前に、義務的な調停 (obligatory mediation) の枠組みを提供する」ことがあげられている (第3条)。すなわち、ある紛争が通常の司法プロセスにもちこまれる前に、調停案を提示することがアブンジの役割である。アブンジは調停に特化した機関であり、後述するように刑事事件を扱う権能を有するものの、刑法に定められた罰則を宣告することはできず、両当事者の立場を勘案した調停案を提示する (第21条)。紛争当事者がアブンジの調停に不満なら、案件は下級裁判所へもちこまれる。

アブンジのメンバーには、当該セルに居住する住民のなかから12人 (および3人の代理) が選出される (第4条)。このメンバーは、国家選挙委員会が実施する選挙を通じて選出される (第6条)。アブンジは「イニヤングムガヨ」 (*inyangamugayo*。「高潔な人」の意) から選ばれるとされ (第4条)、ガチャチャと同じ文言が用いられているが、選ばれるべき人物の要件については具体的に規定されていない<sup>10)</sup>。アブンジのメンバーの少なくとも3割は女性によって構成されることとされ<sup>11)</sup>、活動は無給である (同)。メンバーの互選によって議長と副議長がおかれるほか、セルの事務局長 (executive secretary) がアブンジの書記 (secretary) を務める (第5条)。書記は審理の受付や後述する議事録の整理など、事務局的な業務を行う。セルの事務局長は、この末端行政単位で唯一人、公務員として政府から給与を受給する役職であり、いわば行政の要がアブンジの事務局的な役割を担うことになる。

アブンジの権能は、ローカルなレベルで起こる比較的軽度の紛争を調停することであり、その対象は民事、刑事双方にわたる。民事事件については5つのケース (第8条)、刑事事件については13のケース (第9条) が具体的に定められている。それらを表1、2に示す。いずれも日常的な揉め事や軽犯罪といえる。

アブンジの役割は、こうした日常的な揉め事について下級裁判所にもちこむ前に審理し、調停案を提示することである。それぞれの案件の審理と調停

表1 アブンジで扱いうる民事事件の対象

- 
- 1) 土地その他の不動産資産で、その価値が300万ルワンダフランを超えないもの。
  - 2) ウシその他の動産で、その価値が100万フランを超えないもの。
  - 3) 契約違反。その価値が100万ルワンダフランを超えないもの。ただし、次の場合を除く。商業契約、係争額が10万ルワンダフランを超えない労働契約、行政契約、保険契約、契約当事者が係争を調停裁判所で決着すると定めたもの。
  - 4) 親族間の問題。ただし、市民権上の地位に関するものを除く。
  - 5) 相続。ただし、その問題が300万ルワンダフランを超えないもの。
- 

(出所) 2006年法第8条。

表2 アブンジで扱いうる刑事事件の対象

- 
- 1) 土地や区画の境界を除去、移動すること。
  - 2) 作物を破壊したり、損害を与えること。その被害額が300万ルワンダフランを超えない場合。
  - 3) 侮辱。
  - 4) 名誉毀損。ただし、報道機関によるものを除く。
  - 5) 作物の窃盗。その価値が300万ルワンダフランを超えないもの。
  - 6) 強盗。被害額が100万ルワンダフランを超えないもの。
  - 7) 盗品の隠匿。盗品の価値が100万ルワンダフランを超えないもの。
  - 8) 窃盗や強奪。ただし、配偶者間、親族間で行われたもの。
  - 9) 信義違反（債務不履行）。ただし、その被害額が100万ルワンダフランを超えないもの。金融機関に対する信義違反を除く。
  - 10) 他人の動産、あるいはたまたま持っている動産の所有を主張したり、所有者以外の者に違法に与えたりした場合。ただし、その価値が100万ルワンダフランを超えないもの。
  - 11) 他人の家畜を故意でなく殺したり、大けがをさせた場合。ただし、家畜の価値が300万ルワンダフランを超えないもの。
  - 12) 他人の資産を故意でなく破壊し、あるいは損害を与えた場合。ただし、その価値が300万ルワンダフランを超えないもの。
  - 13) 傷害や物理的損傷を与えずとも、他人を脅迫したり、意図的にゴミその他の汚物を投げつけること。
- 

(出所) 2006年法第9条。

は、調停委員会のメンバーのうちの3人が行う。このとき、訴えた側が1人、訴えられた側が1人の調停者を指名し、その2人が3人目の調停者を選定する（第18条）。係争を受け付けてから30日以内に調停することが定められて

おり（第20条）、裁判の簡素化、迅速化にも配慮されている。また、アブンジの審理は、すべて議事録が取られる。議事録に何を記載するかは法律で規定されており（第22条）、調停が不調に終わって下級裁判所にもちこまれる場合には、この議事録が裁判所に送付される。

## 2. ローカルな紛争処理制度の変容

アブンジの性格や農村社会における位置づけを理解するために、それを歴史的文脈においてみよう。アブンジが扱う日常的な紛争はどの社会でも常に存在するものだが、ルワンダではこれまでどのように処理されてきたのだろうか。

ルワンダは植民地化以前からひとつの王国であり、王を頂点とし行政機構の幹部（チーフ、サブチーフ）が主体となった司法制度が存在してきた。植民地期に入ると、この伝統的な司法制度は、1917年4月6日付けオルドナンス・法（ordonance-loi）によって、ルワンダ統治を管轄するベルギー人権力（総督代理と州レベルの役人）<sup>12)</sup>の監視下におかれることとなり、間接統治の枠組みのなかで法的に位置づけられた。ただし、実態としては、多くの場合、従来の司法制度がそのまま機能したと考えられる。すなわち、王をはじめ政治権力を掌握するチーフやサブチーフが司法権を含めた政治権力を掌握し、紛争処理は彼らに委ねられていた（Reyntjens [1985: 149]）。

ただし、王国の政治権力者による裁定が唯一の司法制度だったわけではない。1934年以降、ルワンダ各地に「調停委員会」（tribunaux de conciliation）が設置されている。これは、前記の司法システムに紛争をもちこむ前に当事者間に調停を促すことを目的としている。基本的に民事事件を対象とし、調停がうまくいかなければ紛争は通常の司法システムにもちこまれた（Reyntjens [1985: 152]）。先行研究の記述が短いため、ルワンダ語の呼称も含めてこの「調停委員会」の実態はよくわからないが、機能的にはアブンジに似ている。このような調停は、植民地当局のまったくの創造ではなく、ローカルなレベ



ルで日常的に行われていたと考えられる。

筆者の聞き取り調査によれば<sup>13)</sup>、植民地期においては、ローカルレベルで紛争が起これると、同じリネージのメンバーが集まってその処理について話し合った。それは「ガチャチャ」と呼ばれていたと人々はいう。ガチャチャとは、今日のジェノサイド罪容疑者裁判の名称でもあるが、もともとルワンダ語で「芝生」を意味し、揉め事が発生したときに住民たちが芝生に座って話し合い、解決策を模索したことからこの名がついた。そこで扱われたのは、主に相続など親族にかかわる問題であった。リネージを超えたレベルの紛争や重罪の場合は、リネージ単位のカチャチャではなく、チーフやサブチーフが主宰する裁判所で裁かれた。前述した植民地期の「調停委員会」は、このガチャチャそのものか、もしくはそれを基盤に組織されたものと考えられることができる。この「調停委員会」にせよ、当時のガチャチャにせよ、あくまでもチーフやサブチーフが主宰する裁判所体系の下部機構として位置づけられていたことに注意すべきである。

リネージ単位のカチャチャは、独立後に廃れてしまう。独立後、ローカルな揉め事はリネージ単位の話合いではなく、末端行政単位の裁定に委ねられるようになった。聞き取りによれば、リネージ主体の紛争処理が廃れた直接的なきっかけは、独立前後の「社会革命」であった。これによって、王を頂点としトゥチ (Tutsi)<sup>14)</sup>のチーフを中心とする統治体制が崩壊し、代わって「フトゥ解放運動党」(Parti du mouvement de l'émancipation hutu: PARMEHUTU)に属するフトゥ・エリートが権力を握る統治体制が成立した<sup>15)</sup>。権力の転換は農村に及び、PARMEHUTU 派の若者たちはガチャチャの権威に従わなくなった。さらに、PARMEHUTU 一党体制の強化にともなって、ガチャチャの集会が反政府活動と疑われるなど、住民の自治活動への制限が厳しくなった<sup>16)</sup>。こうした理由からリネージが主体となったガチャチャが衰退し、行政の長が主導する調停によってローカルな揉め事を処理するようになつたと人びとは説明する。

独立後のローカルな紛争処理に関する数少ない先行研究としては Reyntjens



[1990] があり、1987年にルワンダ南部で実施した実態調査にもとづいて、ローカルな紛争処理の詳細を明らかにしている。当時、最高裁判所を頂点とする裁判所体系において、地方レベルの管轄は地方裁判所 (tribunal de canton) に委ねられていた。地方裁判所の管轄は行政単位でいえばコミューン (commune) に一致し<sup>17)</sup>、その人口はレイントゥェンスが調査したンドラ (Ndorara)・コミューンでは約3万人であった。ンドラの地方裁判所に提訴された案件は、6カ月で99件だった (Reyntjens [1990: 34])。しかし、ローカルなレベルでの紛争のうち、地方裁判所に提訴されるのはごく一部にすぎない。

ローカルな紛争のほとんどは、セクターの長(コンセイエ—— *conseiller* ——と呼ばれる)を中心とする調停で処理された。レイントゥェンスはこれを「ガチャチャ」と呼んでいる<sup>18)</sup>。これは、村人がもちこんだ多様な案件について、コンセイエがセルの長 (レスポンサブル—— *responsable* ——と呼ばれる) とともに裁定するものである。コンセイエらの裁定は、通常住民立会いのもと、彼らの意見を聞きながら進められた<sup>19)</sup>。行政の長が主導するとはいえ、ここにも一定程度の民衆の参加があったといえよう。

1990~94年の内戦後、ジェノサイド罪容疑者を裁くための裁判が「ガチャチャ」と名付けられたが、これは伝統的な紛争処理制度との連続性を強調するための措置である。同じガチャチャという名前であっても、それは植民地期や独立以降1990年代の内戦前まで実施されたローカルな紛争処理制度と大きく異なる。内戦前まで、ガチャチャで殺人罪が審理されることはありえなかった<sup>20)</sup>。そうした重罪は、直接下級裁判所にもちこまれ、そこで審理されたからである。

Reyntjens [1990] によれば、調査時 (1987年) の1カ月間にンドラ・コミューンの8つのセクターでコンセイエが裁定した紛争は112件であった。その内訳は、殴り合い、傷害、侮辱を含む喧嘩 (*ibitutsi*) が44件と最も多く、次いで、畑の境界線争い (14件)、相続 (13件)、民事責任 (12件)、借金返済 (11件)、契約 (6件)、窃盗 (6件)、夫婦問題 (5件)、婚資問題 (1件) の順になっている。コンセイエらが処理していたのは、民事、刑事の双

方にまたがる軽犯罪や紛争であった。処理方法は基本的に損害賠償であり、「罰金」(amende)という言葉が使われる場合でも、刑事的な意味での罰金というより損害賠償と解釈すべき内容だった(Reyntjens [1990: 34])。ローカルな紛争は、コンセイエラ末端行政機構の長が中心になった調停によって処理され、地方裁判所にはこうした調停で処理できない事件(殺人などの重罪や、被害金額の大きいもの)や、調停がうまくいかなかった事件がもちこまれた。地方裁判所は民衆司法の上位に位置し、レインツェンスがいうように、その「控訴審」としての役割を担っていた(Reyntjens [1990: 38])。ローカルな紛争処理制度は、公的な司法体系の補完組織として位置づけられていたわけである。

この司法の二重構造は、植民地期のその延長線上にある。つまり、独立後における公的な裁判所とローカルな紛争処理制度の関係は、植民地期におけるチーフやサブチーフの裁判と「調停委員会」あるいはリネージ単位のガチャチャとの関係と基本的に同じである。司法の二重構造は、植民地期に多くのアフリカ諸国で観察された。植民地期のアフリカで、主として近代法が適用される裁判所と主として慣習法が適用される裁判所が並存し、アフリカ人がかかわる裁判はほとんどの場合後方で処理されたこと、両者は対等ではなく、後者が前者の補完組織として位置づけられ、慣習法廷で決着しなければ近代法廷に上告する制度であったことはよく知られている(Mamdani [1996])<sup>(21)</sup>。

2006年法によって導入されたアブンジは、同じローカルな紛争処理制度だが、選挙を通じて住民から判事が選出される点や行政単位(セル)を管轄権とし法律で規定される点で、従来の制度と異なる<sup>(22)</sup>。ルワンダの司法制度には従来からローカルなレベルで住民参加が取り入れられていたが、住民から選挙で判事を選ぶことによって行政からの自立性を一定程度担保したことがアブンジの特徴といえよう。

### 3. 導入の背景

ルワンダ政府は、なぜこの時期にアブンジを導入したのだろうか。法律の趣旨について、2006年法の前文はとくに説明していない。しかし、司法省担当官に対する聞き取りによれば、アブンジの導入は、近年実施された一連の司法制度改革に位置づけられる。それによって、通常の司法手続きを実施する地方・高等・最高裁判所のほかに、特別法廷としてガチャチャとアブンジが制度化された<sup>23</sup>。

アブンジを導入した理由について法務省の担当官は、下級裁判所が小規模な訴訟案件の処理に忙殺されていたため、その負担軽減が主要な目的だと説明している。表1、2に示したように、アブンジは100万ルワンダフラン（約20万円）から300万ルワンダフラン（約60万円）の係争額を上限とする、比較的小規模の訴訟を扱う。ローカルな揉め事の大半を占める小規模な訴訟をローカルレベルで処理させ、人材など諸資源の面でなお不十分な正式の裁判所の負担を軽減する狙いであり、司法制度の分権化ともいえる。より民衆に近いところに司法において効率化し、人びとのアクセスを改善することは、民衆司法を導入する理由としてよくあげられる（Abel [1982]）。

この理由はわかりやすい。しかし、アブンジはそれだけの理由で導入されたわけではないだろう。導入の背景として、次のような要因を念頭におく必要がある。第1に、ガチャチャの経験である。ガチャチャは1990年代後半から導入に向けた議論が開始され、2001年に最初の法律が制定された。2005年から全土で実施され、2008年には大部分の審理を終了した。これはジェノサイドに関与した人々を裁くための制度で、末端行政単位のセルおよびセクターに並行して法廷が設置され、ローカルなレベルで選出された裁判官が住民から提供された情報にもとづいて罪状を決定する<sup>24</sup>。2007年に改定された法律によれば、セルのガチャチャ法廷を運営する7人の判事は、セルの全成員から構成されるセル総会によって、投票で選出される<sup>25</sup>。

ジェノサイド関連の犯罪を扱うガチャチャと異なり、アブンジは通常の紛争処理を目的としているが、同じ民衆司法の形式が用いられている。裁判の進め方にも似た点があり、たとえばセルの成員による投票で判事を選出する方法はアブンジにそのまま取り入れられている。当局がガチャチャを成功と認識したからこそ、似た制度の紛争処理システムを導入したといえよう。

第2に、隣国ウガンダの経験である。1986年にムセヴェニ率いる反政府武装勢力「国民抵抗運動」(National Resistance Movement: NRM)が政権を掌握した後、ウガンダでは抜本的な地方分権化政策が実施され、そのなかで一般の人々が紛争処理に参加する制度も導入された(Khadiagala [2001])。ルワンダの指導層が、このウガンダの経験に着目した可能性は高い。1994年以降のルワンダでは、内戦で勝利を収めた「ルワンダ愛国戦線」(Rwandan Patriotic Front: RPF)が権力を掌握しており、2003年の複数政党制導入以降もその構造に基本的な変化はない。RPFはもともとトゥチを中心とするウガンダ在住ルワンダ難民の組織だが、ムセヴェニが政権を奪取した際、彼らはNRAの主要勢力であった(Mamdani [2001: 166-170])。多くのRPF幹部が、ムセヴェニ政権の初期にウガンダで重要な政治ポストに就いている。彼らはここでの地方分権化政策を熟知しており、アブンジ導入に際してもそれを意識したと考えられる。

## 第2節 アブンジの実態

次に実態面の検討に移ろう。筆者は、2008年11月と2009年1月にルワンダ農村でアブンジに関する調査を実施した。調査地は、南部州フエ(Huye)県内のGセルと東部州カヨンザ(Kayonza)県内のRセルで、この両セルでは1999年以来農村調査を継続している<sup>26)</sup>。ガチャチャに関する調査もここで実施しており、Gセルについてはその結果をすでに発表した(武内[2008b])。本節では、この2つのセルで収集したデータにもとづいて、アブンジの実態

を紹介する。

実態の紹介に先立ち、2つのセルの歴史、とくに1990年代の内戦とその後の難民帰還の過程について簡単に説明する。詳しくは次節で検討するが、2つの地域で収集したアブンジに関するデータには異なる点があり、そこに両地域の内戦時の経験が反映している。1990年に勃発し、1994年に全国に広がった内戦はルワンダ社会に大きな被害を与えたが、内戦による被害の性格や難民の流出入から受けた影響は、地域によって大きく異なる。この点を理解するために、地域史を念頭におく必要がある。

### 1. 内戦と難民帰還

1990年10月1日、独立前後に国を追われたトゥチ難民の第2世代を中核として組織されたRPFが北隣のウガンダからルワンダに侵攻し、内戦が勃発した。ただし、国際社会の介入と調停のために内戦はすぐ膠着状況に陥り、戦闘はウガンダに近い北部地域で散発的に行われるにとどまった。1993年8月には、政府とRPFとの間で和平協定も締結された。しかしながら、1994年4月6日にハビヤリマナ大統領（フトゥ）が暗殺されると、それをきっかけとして全土でトゥチに対する殺戮が展開され、内戦が再開された。このときRPFは、拠点とする北部から、まず東部に進軍して制圧し、その後首都キガリ方面に展開した。6月下旬以降、フランス主導の「トルコ石作戦」(Operation Turquoise)のために南西部が人道安全地帯に指定され、RPFの進軍は阻止された。同じ時期、虐殺を扇動した旧ハビヤリマナ政権派は、RPFが政権を握れば報復されると一般民衆を脅し、彼らとともに国外に逃れた。そのため、隣国のザイール（当時、現コンゴ民主共和国）やタンザニアに200万人程度のルワンダ難民が流出した。彼らの多くは、1996年後半にザイール東部で内戦が勃発するまで、国境付近の難民キャンプにとどまった。これらの難民を新難民（new-case refugees）と呼ぶ。そのほとんどは、旧ハビヤリマナ政権中枢と同じ、フトゥであった<sup>27)</sup>。

内戦にともなう難民の流出とその影響は、ルワンダ国内でも地域によって大きく異なる。Gセルを含む南部から西部にかけての地域では、旧ハビヤリマナ政権派の撤退とともに一般住民も居住地を離れ、南部の都市ギコンゴロ（Gikongoro）に近いキベホ（Kibeho）など国内の避難民キャンプや、国外とくにザイール東部の難民キャンプに流入した。Gセルの場合、キベホキャンプに避難した住民が多く、内戦終結の翌年には住民の多くが元の居住地に戻った<sup>28)</sup>。一方、Rセルを含む東部は、内戦再開後RPFが迅速に進軍し、制圧された<sup>29)</sup>。これにともなう、住民の多くは国境を越えてタンザニアの難民キャンプに避難し、そのほとんどは1996年末にザイール東部の紛争をきっかけにルワンダ難民の一斉帰還が始まるまで、そこにとどまった。

1994年7月、RPFが軍事的に勝利して新政権を樹立すると、上記の膨大な難民流出と入れ替わりに、これもまた膨大な数の難民が帰還した。その正確な数は不明だが、90万人に上るとの推計もある（Office of United Nations Resident Coordinator for Rwanda [2000]）。入れ替わりに帰還した難民は独立前後の「社会革命」で祖国を追われた人々であり、そのほとんどがRPFの中核と同じトウチであった。彼らのことを旧難民（old-case refugees）と呼ぶ。ほぼ30年を経て祖国に戻った彼らに対して、政府は、出身地に戻らずなるべく東部で土地を探すよう指導した。東部は比較的人口が少なく土地が豊富であるのに対して、それ以外の地域は人口稠密で、住民の所有地は総じて狭隘である。したがって、多数の帰還民が故郷に帰れば、社会的な混乱を引き起こすとの判断があったと思われる。そのため、帰還民の多くは東部に入植し、そこでもともと住んでいた人々と土地を折半する形で所有地を獲得した。土地の折半は、周辺国に避難していた新難民が大挙して帰国した1996年末以降に実施された。一方、南部州においては、前述した政府の指導のために、多数の旧難民が帰還することはなかった。それでも、政府の指導に従わず、出身地に戻ってきた者はおり、彼らが要求した場合には、原則として土地を返還することが義務づけられた<sup>30)</sup>。

旧難民への土地返還に関して、政府は次のようなガイドラインを示してい

る。

現在の土地所有者が、(1)問題の土地に居住しておらず、ほかに所有地をもっている場合には、問題の土地をすべて旧難民に与える。(2)問題の土地に住んでいても、ほかに所有地がある場合は、現在の所有者が住む家の周りに畑を少々残して、そのほかは旧難民に与える。(3)問題の土地に住んでおり、ほかに所有地がない場合には、両者で均等に分割する<sup>31)</sup>。

東部で広範に実施された土地の折半は、上記の(3)に相当するものと位置づけられている。旧難民は、RPFの強い支持基盤である。彼らはRPFの中核を占める人々と、同じエスニック集団(トゥチ)に属するだけでなく、「社会革命」によって国を追われ、長期の難民生活を余儀なくされた経験を共有している。旧難民の所有地獲得は、RPF政権にとって、自らの中核的支持基盤に対する資源供与という性格も帯びていたといえよう。

## 2. Gセルにおけるアブンジ

Gセルは、南部の都市ブタレ(Butare)近郊に位置し、2006年現在の人口は4479人である<sup>32)</sup>。2006年の地方行政機構改革前は同じ領域がセクターであり、4つのセルから構成されていた。現在はそれが1つのセルとなり、したがってそれを単位としてアブンジが設置されている。

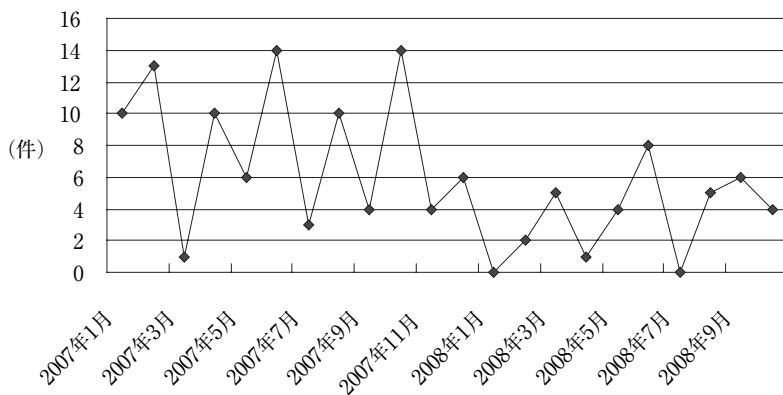
本調査では、セル事務局長の厚意により、2007年初めのアブンジ導入以来の文書記録を閲覧することができた。筆者らが閲覧した記録は、アブンジが受け付けた係争の一覧表である。これはセル事務局長が行政上の報告文書として作成したもので、受付日、訴えた者の氏名、訴えられた者の氏名、訴えの内容が記載されている<sup>33)</sup>。それによれば、Gセルのアブンジは、2007年1月に活動を開始して以来、2008年11月14日までに134件の審理を受け付けている。ただし、このうち2件は受け付けされた時期が特定できず、また7件



は係争内容が記載されていない。ガチャチャに関するデータについても述べたことだが（武内 [2008b: 333]）、セルレベルの行政能力は低く、唯一の給与受給者である事務局長の負担は大きい。アブンジの活動記録もほとんど彼がノートに手書きしたものであり、データの精確性に問題があることは否めない。筆者らは、必要に応じてセル事務局長に疑問点を質し、データの精度を上げるよう努力した。以下、これを用いてアブンジ制度の特徴を検討しよう。

まず、アブンジが受け付けた案件数の推移を図1に示す。これは、閲覧記録に受付時期が明記してある係争案件について、その推移を時系列で示したものである。前述したように、アブンジが案件を受け付けてから30日以内に調停することが定められているから、受付時期はおおむねアブンジの活動時期と重なる。この図から、アブンジが受け付けた係争案件数（すなわちアブンジの活動）が、2007年末を境に低下傾向にあることがわかる。この点について、セル事務局長に尋ねたところ、アブンジの負担が大きいため、受け付ける案件を絞る工夫をしたという。住民に対して、直接アブンジに係争をもちこまず、まずセルの下部行政単位であるウムドゥグドゥ (*umudugudu*)<sup>34</sup>の長に相談し、その調停を受けるよう指導した。アブンジにもちこまれる係争件数が減ったのは、そのためだという。

図1 Gセルにおけるアブンジ受付件数の推移（2007年1月～2008年10月）



（出所） 筆者調査による。

この一件から、2つの問題を読み取ることができる。第1に、無給労働であるアブンジにどの程度の仕事を任せるのか、試行錯誤がなされたことである。アブンジの調停者の仕事は楽ではない。訴えが起こされれば、調停作業そのものにとどまらず、事実確認や証拠収集など、調停のためにさまざまな努力が求められる。こうした時間と労力は、住民にとって大きな負担である。取り扱う案件を絞ったのは、負担が大きいとのアブンジの調停者側の不満に考慮した結果であろう。第2に、行政の長による紛争処理が依然として重要な意味をもっていることである。住民から選ばれた判事が調停を行うアブンジは、行政の長が行う従来の調停とは異なり、行政から一定程度自立した制度として設計されている。しかし、現実には、セルで起こるすべての係争をアブンジが処理するという想定には無理があった。アブンジが担当する係争案件を絞るにあたって、やはりウムドゥグドゥの長の調停に頼らざるをえなかったのである。

次に、この調停制度にかかわる人々のイメージを得るために、訴えを起こした者と訴えられた者の性別に着目して整理した。性別は記録に記載されていないが、134件のデータのうち、名前を手がかりに105件について分類した結果を表3に示す<sup>65)</sup>。この表から、訴えを起こした者については男性と女性の数が拮抗しており、訴えられた者に関しては男性が女性のほぼ倍であることがわかる。男性が訴えられる場合が多いものの、性別によって極端な差はみられず、女性も活発に参加している。これは、アブンジが女性に対して排

表3 訴えを起こした者と起こされた者の性別 (Gセル)

	件数	(%)
訴えた者が男性, 訴えられた者が男性	34	32
訴えた者が男性, 訴えられた者が女性	12	11
訴えた者が女性, 訴えられた者が男性	34	32
訴えた者が女性, 訴えられた者が女性	25	24
合 計	105	100

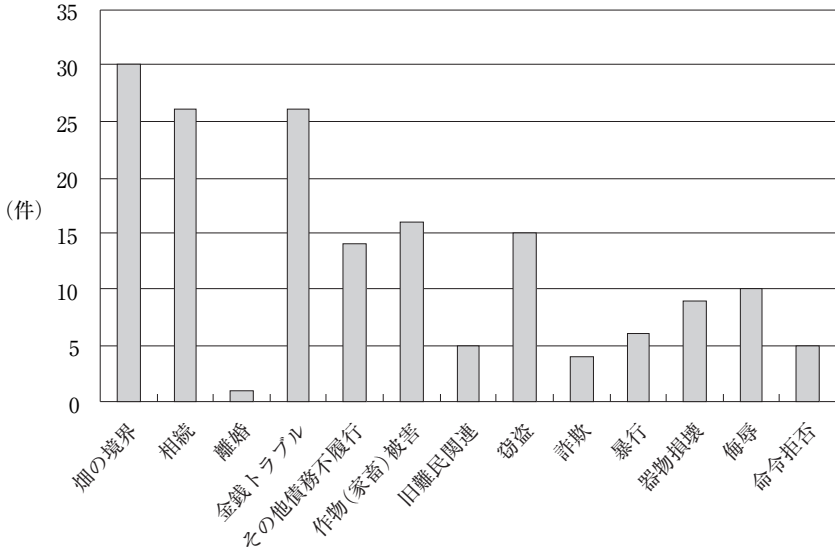
(出所) 筆者調査による。

除的な制度ではないことを示すといえよう。ただし、Gセルにおける女性の活発な参加の背景には、人口構成が影響していることも念頭におく必要がある。Gセルでは、多くの男性が内戦後に周辺国に亡命したまま戻らなかったり、避難先で死亡したりした結果、寡婦世帯の数が多いためである。この点は、Rセルのデータを分析する際に、再度検討する。

最後に、アブンジがどのような係争を処理しているのかをみよう。図2は、134件のうち、係争内容がある程度はっきりした127件について、その内容別に分類したものである。分類は、記録を読みながら、筆者の判断で行った。なるべくいずれかひとつのカテゴリーに分類するようにしたが、ひとつの事件で2つカウントする場合もあった。たとえば、畑の相続をめぐる紛争（「畑の境界」と「相続」）や、一方が窃盗容疑で告発し、もう一方が侮辱罪で告発する場合などである。したがって、図2の総件数は167となっている。図では、左側に民事事件の性格が強い案件、右側に刑事事件の性格が強い案件を並べた。

この図からわかるように、係争としてもっとも多いのは、畑の境界をめぐる紛争、相続、金銭トラブルといった問題である<sup>96</sup>。このうち、畑の境界をめぐる紛争と相続とは、相当程度重なっており、もっとも多いのは、ある土地が誰のものかをめぐる紛争である。レインツェンスも指摘していることだが（Reyntjens [1990]）、ローカルレベルでは親族内の紛争が多い。事件の内容を具体的にみてみると、畑を親族に無断で売却したとか、家屋に居住している親族に出て行くよう要求したが拒否されたといった、資産の取り分をめぐる争いが頻発している。一方、金銭トラブルとして分類したのは、明示的に親族内の問題とされていないもので、借金を返済しないと、バナナや家畜の代金を支払わないといった事例が目立つ。そのほかには、家畜による作物被害、畑の境界線争い、窃盗などの事件が多い。図の「旧難民関連」については、後でRセルと比較しつつ議論する。

図2 アブンジが処理した係争の内容 (Gセル。2007年1月～2008年11月)



(出所) 筆者調査による。

(注) 「畑の境界」とは、畑の境界をめぐるトラブル。境界の印になっている木を引き抜いたといったものから、土地の帰属に関する紛争まで含む。「相続」とは、資産の相続をめぐる親族内の揉め事。土地の取り分や家屋の居住権をめぐる係争が多い。「離婚」は離婚をめぐる訴訟。「金銭トラブル」は、窃盗や詐欺の意図がない金銭面のトラブル。借金を返さない、購入したはずの代金を払わない、といった内容が多い。「その他債務不履行」は、さまざまな形の契約違反。預かったはずのブタを売ってしまったとか、借りた畑をいつまでも返さないといった内容。「作物(家畜)被害」とは、ウシやヒツジなどの家畜が畑の作物を荒らしたというもの。「旧難民関連」については本文参照のこと。「窃盗」、「詐欺」、「暴行」はとくに説明を要しないであろう。「器物損壊」は、家屋を壊す、畑の作物を荒らしたとして相手を訴えるもの。「侮辱」は、口論などから訴訟に発展したもの。「命令拒否」は、裁判所の裁定が出たにもかかわらず、その履行をしないこと。

### 3. Rセルにおけるアブンジ

Rセルは、東部の交通の要所カヨンザ(Kayonza)からウガンダに向けて北上し、ムハジ(Muhazi)湖畔から自動車で30分ほど未舗装路を入った地域に広がる。アカゲラ(Akagera)国立公園に近く、人びとが移住してきたのは1970年代以降であるため、相対的に人口希薄な地域である。従って、Rセル

が占める領域は、Gセルに比べて相当程度大きい。RセルもGセルと同様、2006年の行政機構改革以前はセクターで、4つのセルから構成されていた。2006年以降はその単位がセルとなり、そこにアブンジが設置されている。人口は、1999年の段階で5050人であった（Takeuchi and Marara [2000: 34]）。現在は、それよりもかなり人口が増加しているであろう。

このセルでは、アブンジが本格的に開始された2007年1月以降、アブンジの委員会が1度交代している。これは、メンバーの汚職が問題視されたため、現在の委員会は2008年7月に活動を開始している。現アブンジ委員会については委員長の厚意ですべての裁判記録を確認することができたが、前委員会については記録がみあたらなかった。したがってRセルについては、2008年7月から2009年1月6日までに受け付けられた39件のデータに留まる。

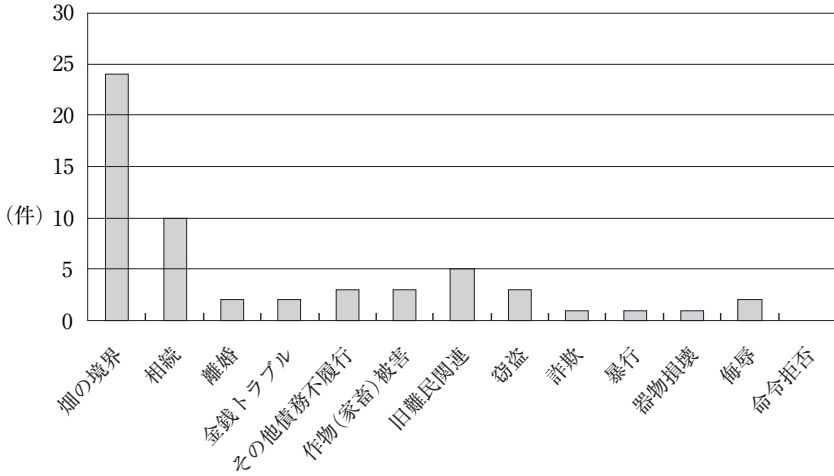
アブンジ制度の利用者についてイメージを得るため、Gセルと同じく、表4に裁判参加者を性別によって分類した。Rセルの場合、訴える者も訴えられる者も男性の数が女性を大きく上回っており、男女の参加に大きな差がないGセルの状況（表3）とかなり違っている。この理由は、2つのセルの人口構成の違いにあると考えられる。Gセルに女性世帯主が多いことは前述したが、Rセルでは、多数の旧難民が流入したこともあって、男性と女性の人口に大きな違いがなく、世帯主はほとんどの場合男性である<sup>37)</sup>。土地の相続のように家族がかかわる問題の場合、アブンジに訴えを起こすのは家族の代表、すなわち世帯主であることが多く、それが性別の違いに結びついているのであろう<sup>38)</sup>。

表4 訴えを起こした者と起こされた者の性別（Rセル）

	件数	(%)
訴えた者が男性、訴えられた者が男性	25	64
訴えた者が男性、訴えられた者が女性	3	8
訴えた者が女性、訴えられた者が男性	9	23
訴えた者が女性、訴えられた者が女性	2	5
合計	39	100

(出所) 筆者調査による。

図3 アブンジが処理した係争の内容 (Rセル。2008年7月以降2009年1月調査時まで)



(出所) 筆者調査による。  
 (注) 分類については、図2参照。

次に、アブンジが処理する係争について、図3に示す。ここでも図2同様、2つ以上のカテゴリーに分類している場合があるため、総件数は57件である。全体の件数が少ないので単純な比較は難しいが、畑や相続にかかわるトラブルが多いことはGセルと共通している。

### 第3節 アブンジの性格と評価

#### 1. もちこまれる紛争，もちこまれない紛争

GセルとRセルの事例を取り上げながら、アブンジの性格について検討を進めよう。まず、どのような紛争がもちこまれるのかをみると、いずれのセルにおいても多いのは、畑の境界や相続をめぐる揉め事である。ここには、畑の境界の目印となる木を無断で引き抜くなどの比較的単純なトラブルから、

複雑な家族関係のなかで特定の土地に対する権利の確定を求めた紛争まで、多様な問題が含まれる。紛争のイメージを得るために、2つの例をあげる。

(事例1) Gセルで、V(男性)が異母姉妹のA(女性)に対し、畑の取り分を要求してアブンジに訴えた。2人の父親はすでに亡くなっている。父親の関係者に対してアブンジが調査した結果、Vの主張が一部認められ、畑の分割がやり直されることで決着した。

(事例2) Rセルで、離婚した前妻の子供P(女性)が土地に対する権利を要求してアブンジに訴えを起こした。彼女の母は離婚のためRセルから移動していたが、その間に父親が死に、家族がその土地を他人に売却した。その土地の購入者N(男性)に対して、Pが自分の取り分を求めたのである。アブンジの裁定は、NはPに対して土地を分割すべしというものであり、これを両者とも受け入れた。

ルワンダ農村の多くの住民にとって、土地は唯一無二の生産手段であり、資産である。未開墾地はすでに消滅し、土地の商品化が進んでいないため、ほとんどの場合、相続を通じて土地取得がなされる<sup>39)</sup>。アブンジにもちこまれる問題のなかで、畑の境界と相続をめぐるものがもっとも多いのは、こうした文脈を考えれば当然のことである<sup>40)</sup>。

一方、アブンジに頻繁にもちこまれるわけではないが重要な問題として、旧難民の帰還にともなう土地分割がある。この問題は調査対象の2つのセルでいずれもアブンジにもちこまれているが、数としてはそれほど多くない。ただし、潜在的には大きな紛争に結びつきかねない深刻な問題である。興味深いことに、2つのセルでこの問題をめぐる認識が異なり、とくにGセルのアブンジの判事や行政幹部から深刻に受け止められている。

前述したとおり、旧難民は独立前後の「社会革命」で生み出され、1994年のRPF政権樹立とともに帰還した。その多くは政府の指導に従って東部州など比較的土壌が豊富な地域に入植し、元々の住民と土地を折半する形で所



有地を獲得した。しかし、さまざまな理由でこうした地域にとどまらず、政府の意図に反して故郷に戻った人々もいた。Gセルにおいても、数としてはそれほど多くないものの、現在に至るまで旧難民の帰還が続いている。政府がなるべく故郷に戻らないよう旧難民に指導したのは、人口過密のため土地に余裕がなく、難民帰還により土地分割がさらに進めば地域社会に与える影響が甚大だからだった。旧難民の所有地は、多くの場合独立後の1960年代に地方行政政府が接收し、新たに移住してきた人々に配分した<sup>44)</sup>。先に示したガイドラインに従えば、旧難民が帰還すれば原則として土地を返還することになるが、元々の住民も地方行政政府から正式に土地を獲得しており、加えて所有地がごく小規模であるために、土地返還に応じれば即座に生活が脅かされる。このため係争に発展することも多く、この期間Gセルではこうした係争事件が5件起こっている。いずれも、旧難民の帰還と土地返還要求に端を発したものだ。

Gセルでは、アブンジの調停者や行政官の多くが、旧難民の土地返還要求は深刻な問題だと筆者に訴えた。旧難民が自らの所有地に正当な権利を有するとはいえ、現在の所有者もまたかつて地方行政政府から正当な手続きで土地を入手している。現在、後者の所有地は狭隘で、旧難民に土地を譲れば生活が成り立たなくなるが、帰還した旧難民からの訴えがあれば、ガイドラインに則って土地分割に応じざるをえない。アブンジにもちこまれた旧難民関連の土地問題の処理をみると、結局5件ともガイドラインに沿うかたちで分割が認められていた。アブンジは、ガイドラインを超えた判断を提示する能力をもっていない。それでも、ローカルな住民から成るアブンジの調停者には、自分たちの判断がもたらす結果の深刻さがよくわかるのであろう。

一方、Rセルでは、行政官やアブンジの調停者から、土地分割の深刻さを公然と訴える声を聞くことはなかった。この地域は新開地であるため、調査対象世帯のなかには、Gセルのように「社会革命」以前に当地に居住していた旧難民（やその親族）が帰還した事例はない。しかし、多くの東部地域と同様、内戦後大挙して帰還した旧難民がその出身地に関わりなく入植し、も

ともとの住民と土地を折半する例が多発した。ただし、多くの場合1996～1997年頃に実施された土地分割が、今日アブンジで争われることは基本的にない。土地分割を不服としてアブンジにもちこまれた例が2件あるが、これは旧難民がほかに所有地をもっているにもかかわらず自分の土地を半分奪ったとの訴えであった<sup>42)</sup>。いずれの場合も、アブンジの調査の結果、訴えられた旧難民がほかに所有地をもたないことが判明したとして、結局ガイドライン通りに分割が認められた。地方行政機構（セル）の幹部も、旧難民の土地分割は「決着済み」との立場を取っている<sup>43)</sup>。帰還した旧難民が多いRセルでは、彼らが地方行政やアブンジで強い発言力を有している。その事実が、Gセルと比べて、旧難民の土地返還要求に関して「何の問題もない」と表明する傾向が強い理由であろう。

Rセルで旧難民に対する土地の分割・割譲があまり問題視されないという事実は逆説的である。RセルにはGセルに比べてずっと多くの旧難民が帰還しているし、紛争の対象となる土地面積を比べても、親族間の相続をめぐる境界争いよりも、所有地の半分の譲渡を余儀なくされる旧難民との分割のほうが圧倒的に大きいからである。にもかかわらず、Rセルでこの問題がアブンジにそれほどもちこまれず、それを危険視する声もあまり聞かれないのは、Gセルに比べて土地が比較的豊富なこと、土地分割が実施されてからかなりの時間が経っていること、そして帰還した旧難民の発言力が強いことなどから、住民がこの問題をアブンジにもちこんでもどうにもならないと諦めているからであろう。

旧難民との土地分割は、国家レベルの政治にかかわる問題である。RPFが内戦に勝利し、新政権を樹立したことによって、旧難民の帰還と土地分割が引き起こされた。したがって、旧難民に対する土地分割の正当性は、RPFが主導する政権の正当性と直接結びついている<sup>44)</sup>。旧難民との所有地の折半に大きな不満を抱いていたとしても（その可能性は高いであろう）、それをアブンジにもちこんでも無駄だと人びとは考えている。国家レベルの政治にかかわる問題の処理は、アブンジの能力を超えるからである。Gセルにせよ、

Rセルにせよ、旧難民との土地分割にかかわるすべての係争において、判決は基本的に政府のガイドラインを踏襲するものだった。アブンジが扱っているのは、RPFが樹立した政治秩序を前提として、そのなかで発生するローカルな問題に限られているのである。

## 2. 人々の評価

2つのセルで話を聞くと、アブンジを高く評価する者が多い。裁判のスピードが上がった、アクセスが楽になった、以前より公正な裁定が期待できるなど<sup>(45)</sup>、肯定的な意見を述べる者が多かった。これは、政府の想定に沿った回答といえよう。もっとも、現在のルワンダで政府の方針に異議を唱えることは政治的リスクをとまなうから、住民の肯定的な意見は割り引いて考える必要がある。一方、問題点について尋ねると、アブンジがまったくの無給で負担が大きいとして、制度の持続可能性を懸念する声が聞かれた。人びとの一般的な意見としては、自分がその役をやるのは大変だが、制度としてはあるほうがよいということである。

ただし、Rセルの一部住民からは、アブンジに対する露骨な不信感が表明された。汚職が蔓延しているというのである。事実、昨年Rセルでは、汚職の批判を受けて委員長が辞任し、メンバーの大半が入れ替えられた。前期の委員長に話を聞いたところ、彼は汚職があったことを認め、紛争当事者が調停者を選ぶシステムのために（第1節参照）、当事者が有利な判決を得ようとして自分が選んだ調停者に賄賂を握らせることがあると述べた。

また、Rセルのアブンジの調停者から、職務遂行にともなう厳しい現実について率直な意見を聞くことができた。Rセルのアブンジの現委員長は、直面する課題として、以下の3点をあげている。第1に、アブンジの仕事を遂行するための手段がないことである。Rセルの領域は広大だが、調査等で移動するための手段は支給されない。自動車やバイクはもとより、自転車ももたない住民が多いため、移動には歩くほかない。紛争の対象となった畑を実

際に調べるなど、アブンジの仕事には移動が必要になることが多いので、移動の手段がなければ仕事が非常に困難になる。さらに、携帯電話なども支給されず<sup>46)</sup>、調停メンバー間のコミュニケーションも難しい。第2に、仕事のための手段に事欠くにもかかわらず、訴えの件数が多いことである。法律は、訴えから30日以内に問題を処理するよう規定しているが、対応が困難だという。第3に、仕事に対する報酬がないことである。人びとから感謝される満足感があるとはいえ、報酬が一切ないためやる気を削がれる。ガチャチャの判事も無報酬だったが、共済組合の加盟資格を与えられたり、自転車<sup>47)</sup>が配給されるなど、優遇措置があった。アブンジに対して、そうしたインセンティブは一切ない。

アブンジで扱われる問題は、農村部の住民が日常的に直面するものである。ローカルな問題を自分たちで裁いているとの感覚は、ガチャチャと同様に強いであろう。アブンジを評価する声も多いとはいえ、実際にそれにかかわった人びとから厳しい評価や注文が出ている事実は、アブンジが大きな課題に直面していることを示している。とりわけ、アブンジが無給で、その活動に財政的な支えがまったくないことが多くの問題を招いている。それはアブンジの活動を制限するだけでなく、汚職の遠因になっているといえよう。

### 結び——民衆司法導入の意味——

2000年代に入って、ルワンダはガチャチャとアブンジという民衆司法を相次いで導入した。ガチャチャはジェノサイド関連犯罪を対象とし、アブンジは日常的な紛争を対象とする点で内容的に大きく異なるが、いずれも一般の住民が裁判を主導する点では共通している。

筆者は、ガチャチャについて検討した別稿で、それを導入した意義について3つの側面から整理した(武内 [2008b])。第1に、裁判の効率化である。通常の裁判所では到底裁ききれないジェノサイド罪の容疑者を、住民を動員

することによって迅速にかつ安価に裁くことができる。第2に、社会の安定である。判決が確定しない膨大な数の容疑者が刑務所に滞留すれば、社会の不安定化につながる。彼らの処遇を早く決めて社会復帰させることは、社会の安定、ひいては政権の安定のために必要である。第3に、現政権主導の政治秩序の確立である。ガチャチャは、かつてのハビヤリマナ政権側が行ったジェノサイド罪だけを徹底的に裁く制度である。1990～1994年の内戦では当時の反政府勢力で現在の政権を主導するRPF側も戦争犯罪に荷担したが、それに対する告発は認められない。ガチャチャには、RPF側の正統性を高め、それが主導する既存の政治秩序を強化する機能がある。すなわちそこには、裁判の効率化という要因だけでなく、政権の正統性を高め、秩序の安定を図るという政治的な動機が重要な意味をもっている。

アブンジ導入の背景については、第1節で検討し、下級裁判所の負担軽減、ガチャチャの経験、ウガンダでの経験、という3点を指摘した。アブンジはガチャチャほど政治的性格を強く帯びた制度ではないが、RPFが樹立した政治秩序がローカルな紛争処理の前提となることに変わりはない。土地をめぐる家族内の争いはアブンジの裁量の範囲内だが、旧難民に対する土地分割に関する争いはアブンジの裁量の外にある。Rセルの事例が示すように、基本的にそれをアブンジにもちこむことは想定されていないし、仮にもちこまれたとしても、Gセルの例が示すように、結果的にいずれも前述したガイドラインに沿って処理されている。アブンジもガチャチャと同様に（あるいはガチャチャと補完的に）、RPF主導の政治秩序を脅かさず、再生産する限りで存立を許されているのである。

近年、開発や平和構築に関連した分野において、自由主義・民主主義的な思想を根拠とした国際社会の関与が強まっている。そして、民衆司法がリベラル・デモクラシーや公共圏形成のアジェンダに乗りやすいことは、本章の冒頭で述べたとおりである。しかし、ルワンダの事例は、民衆司法をリベラル・デモクラシーや公共圏の思想から演繹的にみるだけでなく、それを政治的、社会的文脈に位置づけて評価することの重要性を示している。

リベラル・デモクラシーの観点に立てば、民衆司法の導入によって、ローカルな問題を住民に近い場で処理できるために効率性が高まり、ひいては住民間の信頼構築につながると期待できる。そうした可能性は論理的に想定可能であり、事実、ガチャチャに関して効率性の観点から肯定的な評価を下すことは一定程度妥当である。ガチャチャの導入なくして、数十万人に上るジェノサイド罪容疑者の処理は不可能だった。アブンジにも同様の可能性はある。地方裁判所の負担を軽減するために住民間の調停を活用するという発想は、基本的に妥当であろう。

しかし、現実のアブンジが直面する多くの課題を過小評価すべきではない。とくに深刻なのは、財政上の問題である。予算的な裏付けがないアブンジは、判事の個人的な支出やウムドゥグドゥの長の裁定に多くを依存している。下級裁判所の負担を一般民衆の無償労働によって代替させているともいえ<sup>47</sup>、これでは民衆に対する負担の押しつけにすぎない。民衆司法に関するリベラル・デモクラシーの想定は、政府のサポートがきわめて乏しい現状では、しばしば予想を裏切る結果に終わっている。

また、歴史的背景を切り離し、リベラル・デモクラシーの論理だけで民衆司法をとらえると、それを取り巻く政治的文脈を見落とす危険がある。ガチャチャもアブンジも、内戦における RPF の軍事的勝利によって樹立された政治秩序を前提として機能する制度である。いずれも裁判を効率的に進めることだけでなく、RPF が主導する政治秩序の正統性を高め、それを再生産することを当局から期待されている。民衆司法への人びとの参加は法的に保障されているが、そこでの議論にはさまざまな制約があり、それが社会の民主化に資するかどうかは何ともいえない。

メリーは、世界システムの周辺において、民衆司法は国家の法の延長という性格が強いと述べているが (Merry [1992])、ルワンダの事例はこの主張の妥当性を裏付ける。民衆司法の導入によって司法の効率化や民主化が進むためには、それを可能にする政治経済的な条件が必要だという当然の事実を、我々は改めて認識すべきであろう。

[注]

- (1) 「アブンジ」は、正確には「調停者」(判事)を指す言葉だが、本章ではこの調停制度を指して「アブンジ」と呼ぶ。
- (2) “popular justice”を、本章では「民衆司法」と訳す。武内編 [2008] では、“transitional justice”の訳語を「移行期正義」とした。これは、「司法」はあくまで立法、行政とともに国家作用を構成するのに対して、「移行期正義」には、和解を目的とする共同体の儀礼など(例として、榎本 [2006])、国家作用と呼びがたいものが含まれるからである。“popular justice”の場合、国家作用として民衆による司法行為が組織されるところに特徴があり、その意味で「民衆司法」という訳語が適切と考えた。
- (3) たとえば、1970年代のアメリカで住民が参加する調停プログラムが導入された背景には、建国時にみられたような市民的責任感や自治の精神を取り戻そうという発想があったといわれる (Merry [1992])。
- (4) Khadiagala [2001: 56]。なお、ウガンダの地方分権化については、斎藤 [2002] を参照。1990年代以降、政府の効率化や行政サービス提供の改善といった観点から地方分権化政策が評価され、多くのドナーがこれを支援している (落合 [2008], 国際協力機構 [2007])。
- (5) ガチャチャを肯定的に評価する議論としては、Harrell [2003] や Fink [2005] がある。なお、先行研究については、武内 [2008b] を参照のこと。そこに記載されていない最近の重要な研究として、Gahima [2007], Ingelaere [2008] などがある。
- (6) 国家建設 (Statebuilding) は、近年の平和構築過程における中心的課題として位置づけられている。例として、OECD [2007] を参照。
- (7) ただし、民衆司法が常に自由主義的な政策意図から導入されるとは限らない。FRELIMO (Frente de Libertação de Moçambique) 政権下のモザンビークで住民から選ばれた民衆法廷が村々に設置された背景には、慣習法が卓越する農村社会を変革し、革命イデオロギーを流布する目的があったとされ (Gundersen [1992])、その政策意図は大きく異なる。民衆司法を評価する際には、その実態面の検証はもちろん、導入に際しての政策意図やコンテキストを慎重に検討する必要がある。
- (8) 2002年のセンサスによれば、ルワンダの都市人口比率は16.9%にすぎない (Republic of Rwanda [2005: 7])。
- (9) 現在のルワンダの地方行政単位は、全国レベルでは東西南北4つの州とキガリ市に分かれる。各州は数個の県 (district) から構成され、県は数個のセクター (sector)、セクターは数個のセルから成る。2000年代に入って、ルワンダはドラスティックな地方行政改革を実施しており、とくに2006年の改革では既存の行政区画が統合され、大きく変更された。大まかにいって、改革



後のセルの人口規模は数千人、セクターは数万人である。

- (10) ガチャチャのイニャンガムガヨに関しては、ジェノサイドに荷担した過去がないこと、ジェノサイド・イデオロギーに染まっていないこと、などの要件が法律で規定されている。
- (11) この条項は、ルワンダ憲法の規定に沿ったものである。2003年に制定された憲法ではジェンダー間の平等が重視され、政治的意思決定機関の3割は女性が占めることと規定されている（第9条）。
- (12) 第1次世界大戦が勃発すると、1916年にベルギー軍がドイツをルワンダから駆逐し、統治制度を構築した。第1次世界大戦後、ベルギーは現在のルワンダとブルンディについて、国際連盟から統治を委任され、これが委任統治領ルアンダ・ウルンディ（Ruanda-Urundi）となった。委任統治領のうちルアンダを統治するベルギー人の最高責任者は総督代理（Résident）で、彼が「原住民」の最高権力である王（「ムワミ」*mwami*）を頂点とする伝統的政治機構を監督することで、間接統治が成立していた。州（Territoire）は最大の地方行政機構であり、その幹部にはベルギー人が配置された。
- (13) 2008年11月、2009年1月の調査時に、筆者は後述するGセルとRセルにおいて、かつての紛争処理制度に関する聞き取り調査を実施した。
- (14) トッチは、ルワンダの総人口の15%程度を占めるエスニック集団。ツチと表記されることが多いが、本章では現地の発音に近いことを考慮して「トッチ」と表記する。総人口の85%程度を占める多数派のエスニック集団は、フトウ（フツ、Hutu）と呼ばれる。そのほか、人口の1%程度をトゥワ（Twa）が占める。彼らは、主に狩猟採集に依存する先住民で、いわゆるピグミーである。3つの集団は同じ言葉を話し、宗教的な違いはなく、おおむね混在して居住する。
- (15) 「社会革命」については、武内 [2009：第6章]、鶴田 [2008] を参照。
- (16) Gセルにて、1932年生まれのNT、1926年生まれのKGから2008年11月18日に聞き取り。
- (17) 当時のルワンダは、全土が10州（préfecture）とキガリ市に分かれていた。州の下の行政単位はコミューン、セクター（sectuer）、セル（cellure）であった。現在と名称は同じだが規模は小さく、セルの人口規模は数百人から千人程度、セクターは数千人程度であった。
- (18) 筆者が実施した聞き取りでは、老人たちは異口同音に、ガチャチャは植民地期に行われたリネージュ単位の集まりの呼び名であって、独立以降のローカルな紛争処理システムはガチャチャとは呼ばないと述べている。この点については、もう少し調査する必要がある。
- (19) レインツェンスが調査した1987年はハビヤリマナ政権の時代だが、この時期にはコンセイエとレスポンサブルが中心になってセクターレベルで裁定が

なされていた。内戦後、裁定のやり方は若干変化した。アブンジ制度が導入される以前の2001～2006年にセクター長だったJ-B.によれば、当時はセクターの長（コンセイエ）と事務局長を中心に、セクターの幹部数名が月に2回集まって、セクター内の採め事を処理していた。セルのレベルでも、セル長（レスボンサブル）を中心とするセルの幹部が集まって、紛争解決にあたった。やはり一般の民衆が参加することが前提だったから、大枠ではReyntjens [1990] の記述と同じである。セルレベルでの調停が不調に終わればセクターにもちこまれ、そこで調停できなければ、上位の地方行政機構であるコミュニケーションの幹部が調停を試みた。それでも不調に終わったとき、裁判所へと審理が依頼されたという。それ以前は、コンセイエがレスボンサブルと話し合いながら、問題を処理していた（2008年11月18日聞き取り）。

- (20) 筆者の聞き取りに対して老人たちが説明するガチャチャと、Reyntjens [1990] のガチャチャとは若干異なるが、殺人罪のような重罪が裁かれない点においては同じである。
- (21) Allott [1962] では、旧英領アフリカ諸国の裁判制度が網羅的に説明されている。これによれば、植民地期には基本的にどの国も、主に近代法が適用される裁判所（多くは枢密院 [The Privy Council]、最高裁判所を頂点とする）が、その下位体系として主に慣習法が適用される裁判所を従属させるかたちとなっていた。後者の裁判所は、原住民法廷（Native Court）、アフリカ人法廷（African Court）などと呼ばれた。
- (22) 1934年に設置された「調停委員会」と似ている可能性が高いが、その実態は厳密には不明である。
- (23) 一連の改革では、そのほかにも民法、刑法、商法、行政法等の法整備、最高裁判所の位置づけの明確化、判事の地位に関する法改正等の改革がなされた（2008年8月13日ルワンダ法務省における聞き取り）。
- (24) ガチャチャの制度について詳しくは武内 [2008b] 参照。なお、ルワンダでは2006年に行政機構改革が実施され、セル、セクターの領域が大幅に拡大した。しかし、ガチャチャ法廷の管轄については、それ以降も2006年以前のセル、セクターの領域に対応した区画のままとされた。
- (25) 基本法 No. 10/2007。「1990年10月1日から1994年12月31日の間に遂行されたジェノサイド罪あるいは人道に反する罪を訴追し、裁く任務を負ったガチャチャ法廷の組織、権限、機能を定めた2004年6月19日付基本法 No. 16/2004を変更し、補足する基本法」(Organic Law modifying and complementing Organic Law No. 16/2004 of 19/6/2004 establishing the organisation, competence and functioning of Gacaca Courts charged with prosecuting and trying the perpetrators of the crime of genocide and other crimes against humanity, committed between October 1, 1990 and December 31, 1994 as modified and complemented to date)。

ガチャチャ法は2001年に制定された後、2004年と2007年に改定されており、2001年の法律で24人だった判事の数、2004年の法律では9人（補欠5人）、2007年の法律では7人（補欠2人）と減少した。ただし、セルの全成員からなる総会の場で、投票で選出されるやり方など、大枠は変わっていない。

- (26) 成果として、Takeuchi and Marara [2000, 2005, 2007] などがある。
- (27) ルワンダ内戦と難民の流出入に関する政治過程については、武内 [2006] で論じた。
- (28) キベホキャンプは、内戦終結から9カ月後の1995年4月、軍（RPF）によって強制的に解体された。キャンプの解体時には大混乱に陥り、多数の死傷者がでた。その様子については、Gourevitch [1998] 参照。
- (29) Rセルでの聞き取りによれば、1994年4月6日のハビヤリマナ大統領暗殺事件によって内戦が再開された後、4月下旬にはRPFによって制圧されたという。このとき、RPFによって殺害された市民も少なからずいた。
- (30) 南部州と東部州における難民帰還と土地問題については、武内 [2003]、Takeuchi and Marara [2005] を参照。
- (31) 2002年8月16日、Gセルの長に対する聞き取り。その後もこの原則に変化はない。
- (32) 2007年11月13日、セル長への聞き取り。男女別など人口構成の詳細は不明である。
- (33) 記録はすべてルワンダ語の手書きで書かれている。筆者は、共同研究者のマララ（Marara Jean）科学技術研究所（Institut de Recherches Scientifiques et Technologiques: IRST）研究員の助力を得て、この作業を行った。
- (34) ウムドゥグドゥとはもともと「集落」を指すルワンダ語だが、今日ではセルの下部行政機構の意味で用いられている。2006年の地方行政機構改革によって、セルがほぼ2006年以前のセクターに匹敵する領域に拡大したため、その下部行政機構としてウムドゥグドゥが位置づけられるようになった。その領域は、おおむね2006年以前のセルと重なっている。ウムドゥグドゥには政府から給与を支給される公務員はまったくない。それは、いわばインフォーマルな行政機構である。
- (35) 一般にルワンダ人の名前は、ルワンダ固有の名前とクリスチャンネームから成る。記録にルワンダ名はほとんど記載されているが、クリスチャンネームは記載されていないこともある。クリスチャンネームが記載されていれば、性別はおおむね推定できる。それが記載されていない場合は推定が困難だが、ルワンダ名には女性特有のものがあり（たとえば、名前の頭に“Muka”や“Nyira”といった接頭辞が付される場合）、それを手がかりに推定した。
- (36) ただし、金銭トラブルのなかには、ルワンダの商業銀行である人民銀行（Banki y'abaturatione）が、借金を返済しない住民を訴えたケースが8件含まれ

ている。こうした商業ベースのトラブルは、表1の第8条第3項や表2の第9条第9項に照らして、アブンジの管轄外と考えられる。この案件がもちこまれたのはいずれも2007年10月であり、まだアブンジの仕事がよく理解されていなかったためであろう。

- (37) 2つのセルの人口や調査世帯主の性別については、Takeuchi and Marara [2000: 34] 参照のこと。これは当時セクターだったこれら2つのセルで、それぞれ104世帯を抽出して社会経済的な調査を実施した結果をまとめたものである。調査対象各104世帯のうち、Gセルでは女性世帯主世帯が49世帯もあったのに対し、Rセルでは7世帯だけだった。調査対象世帯の選定にあたって無作為抽出の方法を実施していないので、セル全体の男女比を正確に推計することはできないが、Gセルの方がRセルより女性世帯主世帯の割合が高いことは確かだろう。これは、Rセルに帰還難民が大量に流入してきたことと裏腹の関係にある。帰還難民の男女比はほぼ均等だが、もともとの住民は男性が殺されたり、難民生活から戻らないなどの理由で、男性の数が少なくなっていたからである。
- (38) レイツェンスの調査においても、訴えを起こす者、起こされる者のいずれも男性が多くなっている (Reyntjens [1990])。
- (39) 筆者の調査では、Gセルにおける土地取得のおおむね75%は相続によるものである。残りのうち、約15%が購入、約10%が政府からの移転であった (Takeuchi and Marara [2005: 174])。Rセルには帰還難民が多く、彼らは元々住んでいた住民との土地分割によって所有地を獲得している。この措置はRPFの軍事的勝利という内戦後の状況で例外的に実施されたものであり、ルワンダの一般的な状況はGセルに近いといえる。
- (40) ローカルな紛争の内容に関して、内戦前の調査 (Reyntjens [1990]) との相違については別途検討する必要がある。前述したとおり、レイツェンスの調査では、もちこまれる紛争の内容として、畑の境界線争いや相続より喧嘩など暴力沙汰が多いという結果が出ている。この差異について、必ずしも実証的に説明できるわけではないが、理由として考えられるのは農村を取り巻く政治状況の違いである。レイツェンスが調査を実施した1987年は、経済危機などの理由からハビヤリマナ (Habyarimana) 政権が弱体化しつつあった時期であり、RPF主導の政権が強固な統治体制を確立している今日よりも農村社会の治安が悪かったと考えられる。それが、ローカルな紛争の内容にも影響したのであろう。
- (41) 1960年代にこうした土地の再配分が実施されたこと、そこでコミュニオンやセクターなど地方行政の長が大きな影響力をもったことについては、武内 [2009: 第7章] を参照。
- (42) Rセルにおいて、旧難民関連の訴えは全部で5件あった。残る3件の内容

を略述すると次のようになる。①折半で得た土地をさらに分割した旧難民とその兄弟との境界線争い、②折半で得た土地を第三者に売却した旧難民に対して、元の所有者が自分に売り戻すよう求めた訴え、③無主地と誤解して植樹した旧難民に対する当該地所有者からの訴え。

- (43) Rセルの長（レスポンサブル）は、「旧難民の土地分割がアブンジにもちこまれることはない。一度決めたことだ」と述べている（2008年11月19日聞き取り）。RPF 政権成立後、地方行政の長の多くは、帰還した旧難民や「サバイバー」と呼ばれる虐殺を免れたタッチによって担われている。こうしたRPFの強固な支持層が地方行政の要職を占めていることが、土地分割をはじめとするラジカルな政策の履行を可能にしている（Takeuchi and Marara [2005], 武内 [2003]）。
- (44) この事実は、将来仮にRPF主導の政権が脆弱化したとき、土地分割に関する不満が噴出する可能性があることを意味している。
- (45) かつてはセルのコンセイエが中心になって裁定していたため、彼に賄賂をつかませれば有利な裁定を得られたという。アブンジの場合、複数で相談して裁定するので、賄賂で意志を変えることが難しく、公正さが期待できるという意見を述べた人が多かった。しかし、賄賂を用いる実態が依然として存在するのは、後述するとおりである。
- (46) この地域で携帯電話は利用可能である。少し豊かな者はおおむね携帯電話を所有しており、普及率はかなり高い。
- (47) Gセルのアブンジ副委員長（女性）は、自分たちは裁判所のために仕事をしているのに、裁判所の判事にはよい給料が支払われて、自分たちが無給なのは不公平だと不満を述べた（2008年11月15日聞き取り）。

## 〔参考文献〕

### 〈日本語文献〉

- 榎本珠良 [2006] 「北部ウガンダ紛争とアチョリ地域における共同体浄化儀式」（『アジア研ワールドトレンド』第134号 32-35ページ）。
- 落合雄彦 [2008] 「シエラレオネにおける地方自治制度改革とチーフ」（武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』アジア経済研究所 251-278ページ）。
- 国際協力機構 [2007] 『アフリカにおける地方分権化とサービス・デリバリー——地域住民に届く行政サービスのために——』独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所。

- 斎藤文彦 [2002] 「地方分権化政策の再構築——ウガンダからの教訓——」(斎藤文彦編『参加型開発——貧しい人々が主役となる開発へ向けて——』日本評論社 161-185ページ)。
- 武内進一 [2003] 「難民帰還と土地問題——内戦後ルワンダの農村変容——」(『アジア経済』第44巻第5-6号 252-275ページ)。
- [2006] 「紛争が強いる人口移動と人間の安全保障——アフリカ大湖地域の事例から——」(望月克哉編『人間の安全保障の射程——アフリカにおける課題——』アジア経済研究所 151-192ページ)。
- [2008a] 「アフリカの紛争と国際社会」(武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』アジア経済研究所 3-56ページ)。
- [2008b] 「ルワンダのガチャチャ——その制度と農村社会にとっての意味——」(武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』アジア経済研究所 317-347ページ)。
- [2009] 『現代アフリカの紛争と国家——ポストコロニアル家産制国家とルワンダ・ジェノサイド——』明石書店。
- 武内進一編 [2008] 『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会——』アジア経済研究所。
- 鶴田綾 [2008] 「ルワンダにおける民族対立の国際的構造——1959年-62年——」(『一橋法学』7(3) 119-156ページ)。
- ヘーゲル, G. W. F. [2000] (長谷川宏訳) 『法哲学講義』 作品社。

〈欧文引用文献〉

- Abel, Richard L. [1982] "Introduction," in Richard L. Abel ed., *The Politics of Informal Justice*, Vol. I, II, New York: Academic Press, pp. 1-13.
- Allott, A. N. ed. [1962] *Judicial and Legal Systems in Africa*, London: Butterworths.
- Fink, Jason Benjamin [2005] "Deontological Retributivism and the Legal Practice of International Jurisprudence: The Case of the International Criminal Tribunal for Rwanda," *Journal of African Law*, 49(2), pp. 101-131.
- Gahima, Gerald [2007] "Alternatives to Prosecution: The Case of Rwanda," in Edel Hughes, William A. Schabas, and Ramesh Thakur eds., *Atrocities and International Accountability: Beyond Transitional Justice*, Tokyo: United Nations University Press, pp. 159-181.
- Gourevitch, Philip [1998] *We Wish to Inform You that Tomorrow We Will Be Killed with Our Families: Stories from Rwanda*, New York: Picador.
- Gundersen, Aase [1992] "Popular Justice in Mozambique: Between State Law and Folk Law," *Social and Legal Studies*, (1), pp. 257-282.
- Harrell, Peter E. [2003] *Rwanda's Gamble: Gacaca and a New Model of Transitional*

*Justice*, New York: Writers Club Press.

- Ingelaere, Bert [2008] "The Gacaca Court in Rwanda," in Luc Huyse and Mark Salter eds., *Traditional Justice and Reconciliation after Violent Conflict: Learning from African Experiences*, Stockholm: International Institute for Democracy and Electoral Assistance.
- Khadiagala, Lynn S. [2001] "The Failure of Popular Justice in Uganda: Local Councils and Women's Property Rights," *Development and Change*, 32(1), pp. 55–76.
- Mamdani, Mahmood [1996] *Citizen and Subject: Contemporary Africa and the Legacy of Late Colonialism*, Princeton: Princeton University Press.
- [2001] *When Victims Become Killers: Colonialism, Nativism, and the Genocide in Rwanda*, Princeton: Princeton University Press.
- Merry, Sally Engle [1992] "Popular Justice and the Ideology of Social Transformation," *Social and Legal Studies*, (1), pp. 161–176.
- Office of United Nations Resident Coordinator for Rwanda [2000] *Common Country Assessment Papers, No. 3 (Resettlement & Reintegration)*, Kigali: Office of United Nations Resident Coordinator for Rwanda.
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) [2007] "Principles for Good International Engagement in Fragile States and Situations," Paris: OECD.
- Paris, Roland [2004] *At War's End: Building Peace after Civil Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Republic of Rwanda, Ministry of Finance and Economic Planning, National Census Commission [2005] *National Census Service, 3rd Census of Population and Housing of Rwanda on August 15th 2002*, Kigali: Republic of Rwanda, Ministry of Finance and Economic Planning, National Census Commission.
- Reyntjens, Filip [1985] *Pouvoir et droit au Rwanda; Droit public et évolution politique, 1916–1973*, Tervuren: Musée Royal de l'Afrique Centrale.
- [1990] "Le gacaca ou la justice du gazon au Rwanda," *Politique africaine*, (40), pp. 31–41.
- Takeuchi, Shin'ichi and Jean Marara [2000] *Agriculture and Peasants in Rwanda: A Preliminary Report*, Joint Research Series No. 127, Institute of Developing Economies.
- [2005] "Returnees in Their Homelands: Land Problems in Rwanda after the Civil War" in Itaru Ohta and Yntiso D. Gebre eds., *Displacement Risks in Africa: Refugees, Resettlers and Their Host Population*, Kyoto: Kyoto University Press, pp. 162–191.
- [2007] "Regional Differences Regarding Land Tenancy in Rural Rwanda: With



Special Reference to Sharecropping in a Coffee Production Area,” *African Study Monographs* Supplementary Issue, (35), pp. 111-138.

Widner, Jennifer [2001] “Courts and Democracy in Postconflict Transitions: A Social Scientist’s Perspective on the African Case,” *American Journal of International Law*, 95(1), pp. 64-75.

